

## 公益財団法人新座市体育協会 加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新座市体育協会定款（以下「定款」という。）第37条第3項の規定に基づき、公益財団法人新座市体育協会（以下「この法人」という。）の加盟団体について必要な事項を定める。

(加盟)

第2条 この法人に加盟しようとする団体は、次に掲げる書類を原則として11月末日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申込書
- (2) 規約
- (3) 役員及び会員名簿
- (4) 当該年度の事業計画書及び予算書
- (5) 前事業年度の事業報告書及び決算書

2 加盟の時期は、原則として、定款第37条第2項の規定による理事会の承認を受けた日以後の最初の4月1日からとする。

(事業計画等の届出)

第3条 加盟団体は、加盟を継続しようとするときは、加盟継続申込書に、次年度の事業計画書及び予算書を添えて、毎年3月末日までに会長に届け出なければならない。ただし、加盟団体の総会の実施時期等を勘案して3月末日までの届出が困難であると認められる場合には、事業計画書及び予算書については、決定後、速やかに提出するものとする。

2 前項の事業計画書及び予算書に変更が生じた場合は、速やかに会長に書面で報告しなければならない。

(事業報告等の届出)

第4条 加盟団体は、次の書類を毎年6月末日までに会長に届け出なければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及び決算書
- (2) 役員及び会員名簿

2 前項の事業報告書及び決算書に変更があった場合は、速やかに会長に書面で報告しなければならない。

(分担金)

第5条 加盟団体は、次に掲げる区分に応じた分担金を納入しなければならない。  
ただし、学校体育団体については、会員個人分担金の納入は要しないものとする。

- (1) 加盟団体分担金 5,000円
- (2) 会員個人分担金 200円
- (3) 新規加盟団体（初年度） 30,000円

3 既納の分担金は、いかなる場合にも返還しない。

（責務）

第6条 加盟団体は、次に掲げる事項について、協力するものとする。

- (1) 評議員、理事及び監事候補者の推薦
- (2) 専門委員会及び特別委員会委員候補者の推薦
- (3) この法人若しくは新座市又は新座市教育委員会が主催するスポーツ振興に関連する事業
- (4) その他定款の目的を達成するために必要な事項

（脱退）

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して、会長に脱退届を提出しなければならない。

（加盟の取り消し）

第8条 加盟団体が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会の承認を経て、加盟を取り消すことができる。

- (1) 定款第37条第1項に掲げる資格を失ったと認められるとき。
- (2) この法人の名誉を傷付け、又はこの法人の目的に背く行為があったとき。
- (3) 分担金を納入しないとき。
- (4) その他加盟団体としての義務に違反したとき。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益財団法人新座市体育協会の設立の登記の日から施行する。